

平成30年度
狛江市が交付する補助金の
所 管 課 に よ る 評 価

(補助金概要表・補助金評価シート)

企画財政部財政課

目 次

所管課	No. 補助金名	頁
安心安全課	1 避難所運営協議会補助金	1
地域活性課	2 農産物地域ブランド化推進事業補助金	3
児童青少年課	3 賃貸物件による保育所整備事業補助金	5
児童青少年課	4 小規模保育整備事業補助金	7
環境政策課	5 保存樹木等剪定助成金	9
環境政策課	6 緑のまち推進補助金	11
下水道課	7 雨水貯留槽設置助成金	13
下水道課	8 雨水浸透ます設置助成金	15
まちづくり推進課	9 木造住宅耐震改修助成金	17
学校教育課	10 特別支援学級児童通学支援事業補助金	19

※ この補助金概要表及び補助金評価シートは、平成30年10月に所管課が評価したものです。

補 助 金 概 要 表

補助金名	避難所運営協議会補助金						
予算科目	款 9	項 1	目 4	事業名	災害対策関係費		
補助開始年度	平成21年度		所管課	安心安全課			
交付目的	避難所運営協議会が事業を行う際、その事業に要する経費の一部を補助することにより、自主防災活動の推進を図り、もって市民の防災行動力の向上に寄与すること。						
根拠条例等	避難所運営協議会補助金交付要綱						
交付対象条件	避難所運営協議会						
補助金類型	運営費補助						
補助金の使途	(1)防災に関する講演会及び講習会等の事業 (2)避難所運営訓練等の防災訓練事業 (3)避難所運営に関する広報等の事業						
補助事業の成果 (過去5年間)	避難所運営協議会は、指定避難所13箇所中12箇所で設立されており、平成27年度からは市の総合防災訓練での避難所一斉開設・運営訓練において中心を担っており、柏江市における災害対応力の向上につながっている。 当該補助金は、主にこの総合防災訓練に必要な消耗品に充てられており、訓練の充実に活用されている。（1箇所当たり30,000円）						
課題	避難所運営協議会に参加する地域住民は固定的なメンバーが多く、継続的な活動が負担となっている。また、協議会を構成するメンバーは高齢者が多く、子育て世代などの参加が少ない。 避難所を利用する人に制限はないため、幅広い世代に参加を促し、運営を行う必要がある。						
過去5年間の補助実績		26年度 (決算額)	27年度 (決算額)	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)		
	市補助金額	千円 300	千円 360	千円 360	千円 360		
	財源内訳	国庫支出金					
		都支出金					
		その他					
		一般財源	300	360	360		
	交付件数	10	12	12	12		
特記事項							

補助金評価シート

補助金名	避難所運営協議会補助金
------	-------------

■交付基準チェック

※評価は、基準に該当する場合は○、該当しない場合は×を選択

交付基準		判断基準	評価	評価理由
公益性	市の政策目的に合致し、市民の幸せの増進に資するものである。	市の政策目的に合致し、長期計画等に明記されている事業である。	<input type="radio"/>	【計画名と該当項目】 後期基本計画重点プロジェクト③安心で安全なまちづくりプロジェクト
		公益上の必要性が高いと客観的に判断できる。	<input type="radio"/>	災害時の安定した避難所運営と市民の防災力向上につながる。
公平性	直接の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。	他の同種・類似の補助金が交付されていない。又は同種・類似の補助金に比べ多額ではない。	<input type="radio"/>	年間3万円の運営費は、他補助金と比較し多額ではない。また、避難所の運営体制強化は、当該避難所の地域住民全体の利益に寄与するものである。
		受益者が特定の者に限定されず、多くの市民の利益につながるものである。	<input type="radio"/>	
必要性	事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに適うものである。	補助金が長期化・既得権化しておらず、既に目的を達成したものではない。	<input type="radio"/>	協議会の構成員は変化するため、訓練等の活動は継続する必要がある。
		創設当時に比べ必要性（社会需要及び補助対象）が薄れていなない。	<input type="radio"/>	
効果・経済性	明確な効果を有し、交付目的を実現するうえで最少の費用で最大の効果をもたらすものである。	補助目的に照らし、効果が上がっている。（零細補助で効果がないものではないか。）	<input type="radio"/>	会議の開催及び避難所運営訓練が定例的に実施されており、適切な効果があがっている。また、国や都による同類の事業は実施されていない。
		補助効果に比べて補助金額が多額ではない。	<input type="radio"/>	
		補助事業と同種・同類の事業を国又は都が実施しておらず、事業が重複していない。	<input type="radio"/>	

■前回見直し時の行財政改革推進本部意見等

避難所運営協議会に参加する地域住民が高齢者中心であり、今後安定した運営を行うためには、幅広い世代の参加者を募る必要がある。

■上記意見等に対するこれまでの対応結果

総合防災訓練のチラシを小中学校の児童・生徒向けに配布することで保護者を含めた参加を促しているが、子育て世代の参加は十分とは言えない状況である。今後、小中学校と連携した防災訓練の実施に向けて調整を行っている。

■所管課の全体評価（今後の方針・取組・改善策）

平成27年度から実施している避難所運営協議会を中心とした避難所一斉開設・運営訓練は、実践的かつ先進的な取組である。協議会からは、学校・児童・生徒・保護者との連携、発災から数日後を想定した避難所運営訓練の提案があるなど、意欲的に活動を行っている。今後も、防災に効果的な自助・共助を促進するため、避難所運営協議会補助金を継続することが望ましい。

補 助 金 概 要 表

補助金名	農産物地域ブランド化推進事業補助金					
予算科目	款	項	目	事業名	農業振興関係費	
	6	1	3			
補助開始年度	平成26年度		所管課	地域活性課		
交付目的	農産物地域ブランド化推進事業として、農業生産工程管理に取り組む市内の農業者に対し補助金を交付し、もって市内産農産物の地域ブランド化を推進し、その確立に寄与することを目的とする。					
根拠条例等	農産物地域ブランド化推進事業補助金交付要綱					
交付対象条件	農業生産工程管理に取り組む市内の農業者					
補助金類型	事業費補助					
補助金の使途	助成額は、農産物の生産を行う事業又は農産物の供給を行う事業に係る経費の2分の1の額を助成する。（上限：5万円）					
補助事業の成果（過去5年間）	スーパー等で大量の野菜が販売されているが、市内の農家で安全性の高い、良質な野菜を作ることは、消費者のニーズに合致しているため支援の必要性は高いと考える。市内で、狛江GAP研究会が生産した農産物を「狛江ブランド農産物」として販売しており、認知度が高まっている。狛江独自のGAP（生産工程管理）を推奨していくことにおいて、非常に重要な補助事業と思われる。					
課題	'狛江ブランド農産物'としての認知度は上がっているものの、市の全ての農家がブランド化に取り組んでいる訳ではない。市内産農産物のイメージを上げていくためには、市の支援体制を市全体の農家に広げていく必要がある。					
過去5年間の補助実績		26年度 (決算額)	27年度 (決算額)	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (予算額)
	市補助金額	千円 826	千円 561	千円 578	千円 642	千円 1,250
	財源内訳	国庫支出金				
		都支出金				
		その他				
		一般財源	826	561	578	642
交付件数	18	16	16	17		
特記事項						

補助金評価シート

補助金名	農産物地域ブランド化推進事業補助金
------	-------------------

■交付基準チェック

※評価は、基準に該当する場合は○、該当しない場合は×を選択

交付基準		判断基準	評価	評価理由
公益性	市の政策目的に合致し、市民の幸せの増進に資するものである。	市の政策目的に合致し、長期計画等に明記されている事業である。	<input type="radio"/>	[計画名と該当項目] 狛江市後期基本計画重点プロジェクト⑤ にぎわいのまち狛江プロジェクト 「狛江ブランド」の確立
		公益上の必要性が高いと客観的に判断できる。	<input type="radio"/>	G A P の推奨により、市民に安全な農作物を供給できる。
公平性	直接の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。	他の同種・類似の補助金が交付されていない。又は同種・類似の補助金に比べ多額ではない。	<input type="radio"/>	安心安全な農産物の生産により、市民が安心して農産物を購入できるとともに、「狛江ブランド」として、狛江の魅力のP Rにつながる。
		受益者が特定の者に限定されず、多くの市民の利益につながるものである。	<input type="radio"/>	
必要性	事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに適うものである。	補助金が長期化・既得権化しておらず、既に目的を達成したものではない。	<input type="radio"/>	認知度は高まっているが、「狛江ブランド」としての確立のために、更なる支援が必要である。
		創設当時に比べ必要性（社会需要及び補助対象）が薄れていなない。	<input type="radio"/>	
効果・経済性	明確な効果を有し、交付目的を実現するうえで最少の費用で最大の効果をもたらすものである。	補助目的に照らし、効果が上がっている。（零細補助で効果がないものではないか。）	<input type="radio"/>	「狛江ブランド農産物」の認知度が高まってきており、市独自の補助内容である。
		補助効果に比べて補助金額が多い。	<input type="radio"/>	
		補助事業と同種・同類の事務を国又は都が実施しておらず、事務事業が重複していない。	<input type="radio"/>	

■前回見直し時の行財政改革推進本部意見等

■上記意見等に対するこれまでの対応結果

■所管課の全体評価（今後の方針・取組・改善策）

狛江市産農産物のブランド化推進施策の一環として支援し、認知度向上に寄与した。スーパー等で大量の野菜が販売されているが、市内の農家で安全性の高い、良質な野菜を栽培し提供することは消費者のニーズに合致しているため支援の必要性は非常に高いと考える。

補 助 金 概 要 表

補助金名	賃貸物件による保育所整備事業補助金																																														
予算科目	款 3	項 2	目 2	事業名	保育所等児童運営費																																										
補助開始年度	平成26年度		所管課	児童青少年課																																											
交付目的	待機児解消を目的とし保育所整備を促進するため、保育事業者が狛江市内の賃貸物件を用いて新たに施設整備を行う際の賃借料及び改修費等について補助を行う。																																														
根拠条例等	賃貸物件による保育所整備事業補助金交付要綱																																														
交付対象条件	児童福祉法による認可を受けて設置する保育所を設置し運営する事業者																																														
補助金類型	事業費補助																																														
補助金の使途	賃貸物件による施設整備に係る賃借料（賃借料・礼金）及び改修費																																														
補助事業の成果(過去5年間)	<p>平成26年度 施設整備 2園 105,788千円 賃借料 2園 4,908千円 平成27年度 賃借料 2園 18,468千円 平成28年度 賃借料 2園 18,468千円</p> <p>※2園は各年度とも「東野川保育園みんなの家」と「ベネッセ狛江南保育園」</p>																																														
課題																																															
過去5年間の補助実績	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>26年度 (決算額)</th><th>27年度 (決算額)</th><th>28年度 (決算額)</th><th>29年度 (決算額)</th><th>30年度 (予算額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市補助金額</td><td>千円 110,696</td><td>千円 18,468</td><td>千円 18,468</td><td>千円</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>財源内訳</td><td>国庫支出金</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>都支出金</td><td>73,004</td><td>16,416</td><td>16,416</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>一般財源</td><td>37,692</td><td>2,052</td><td>2,052</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>交付件数</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr> </tbody> </table>						26年度 (決算額)	27年度 (決算額)	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (予算額)	市補助金額	千円 110,696	千円 18,468	千円 18,468	千円	千円	財源内訳	国庫支出金						都支出金	73,004	16,416	16,416			その他						一般財源	37,692	2,052	2,052			交付件数	2	2	2	
	26年度 (決算額)	27年度 (決算額)	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (予算額)																																										
市補助金額	千円 110,696	千円 18,468	千円 18,468	千円	千円																																										
財源内訳	国庫支出金																																														
	都支出金	73,004	16,416	16,416																																											
	その他																																														
	一般財源	37,692	2,052	2,052																																											
	交付件数	2	2	2																																											
特記事項																																															

補助金評価シート

補助金名	賃貸物件による保育所整備事業補助金
------	-------------------

■交付基準チェック

※評価は、基準に該当する場合は○、該当しない場合は×を選択

交付基準	判断基準	評価	評価理由
公益性 市の政策目的に合致し、市民の幸せの増進に資するものである。	市の政策目的に合致し、長期計画等に明記されている事業である。	<input type="radio"/>	〔計画名と該当項目〕 後期基本計画 4個別施策Ⅲ子ども・子育て 1) 保育環境の整備 ※詳細な数値目標等は「待機児対策検討報告書」に記載
	公益上の必要性が高いと客観的に判断できる。	<input type="radio"/>	施設整備により待機児解消に繋がるため。
公平性 直接の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。	他の同種・類似の補助金が交付されていない。又は同種・類似の補助金に比べ多額ではない。	<input checked="" type="radio"/>	当該、都制度の他、国制度にて、類似の補助金がある。
	受益者が特定の者に限定されず、多くの市民の利益につながるものである。	<input type="radio"/>	
必要性 事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに適うものである。	補助金が長期化・既得権化しておらず、既に目的を達成したものではない。	<input type="radio"/>	平成27年度以降は、狛江市待機児対策推進本部での検討に基づき施設整備を進めているため。
	創設当時に比べ必要性（社会需要及び補助対象）が薄れていな。	<input type="radio"/>	
効果・経済性 明確な効果を有し、交付目的を実現するうえで最少の費用で最大の効果をもたらすものである。	補助目的に照らし、効果が上がっている。（零細補助で効果がないものではないか。）	<input type="radio"/>	平成31年度中の待機児ゼロの実現に向け、着実に施設整備が進んでいるため。
	補助効果に比べて補助金額が多額ではない。	<input type="radio"/>	
	補助事業と同種・同類の事務を国又は都が実施しておらず、事務事業が重複していない。	<input type="radio"/>	

■前回見直し時の行財政改革推進本部意見等

--

■上記意見等に対するこれまでの対応結果

--

■所管課の全体評価（今後の方針・取組・改善策）

改修等については、都制度の「賃貸物件による保育所整備事業補助金交付要綱」と、国制度の「賃貸物件による保育所改修費等支援事業補助金交付要綱」があるが、当該、都制度に比べ、国制度は基準額の規定があるものの、補助率が高く、事業者及び市に有利なため、平成29年度以降、賃貸物件による整備は、国制度にて施設整備を進めている。

また、賃借料についても、同様の理由により、国制度の「保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱」により補助を行っている。

補 助 金 概 要 表

補助金名	小規模保育整備事業補助金					
予算科目	款	項	目	事業名	新設保育園整備事業	
	3	2	2			
補助開始年度	平成27年度		所管課	児童青少年課		
交付目的	待機児解消を目的とし保育所整備を促進するため、保育事業者が狛江市内に小規模保育事業施設の整備を行う際の整備費について補助を行う。					
根拠条例等	小規模保育整備事業補助金交付要綱					
交付対象条件	児童福祉法による認可を受けて設置する小規模保育事業を設置し運営する事業者					
補助金類型	事業費補助					
補助金の使途	小規模保育事業の施設整備に係る整備費					
補助事業の成果 (過去5年間)	平成27年度 施設整備 1園 (一の橋赤ちゃんの家) 15,049千円 平成28年度 施設整備 1園 (狛江すずらん保育園) 16,500千円					
課題						
過去5年間の補助実績		26年度 (決算額)	27年度 (決算額)	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (予算額)
	市補助金額	千円	千円	千円	千円	千円
		15,049	16,500	14,666		
	財源内訳	国庫支出金				
		都支出金		15,000		
		その他				
一般財源		49	1,834			
交付件数		1	1			
特記事項						

補助金評価シート

補助金名	小規模保育整備事業補助金
------	--------------

■交付基準チェック

※評価は、基準に該当する場合は○、該当しない場合は×を選択

交付基準	判断基準	評価	評価理由
公益性 市の政策目的に合致し、市民の幸せの増進に資するものである。	市の政策目的に合致し、長期計画等に明記されている事業である。	<input type="radio"/>	〔計画名と該当項目〕 後期基本計画 4個別施策Ⅲ子ども・子育て 1)保育環境の整備 ※詳細な数値目標等は「待機児対策検討報告書」に記載
	公益上の必要性が高いと客観的に判断できる。	<input type="radio"/>	施設整備により待機児解消に繋がるため。
公平性 直接の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。	他の同種・類似の補助金が交付されていない。又は同種・類似の補助金に比べ多額ではない。	<input type="radio"/>	国補助を活用し、当該補助対象となる物件に対する補助金であり、類似の補助金等は交付されていない。
	受益者が特定の者に限定されず、多くの市民の利益につながるものである。	<input type="radio"/>	
必要性 事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに適うものである。	補助金が長期化・既得権化しておらず、既に目的を達成したものではない。	<input type="radio"/>	平成27年度以降は、狛江市待機児対策推進本部での検討に基づき施設整備を進めているため。
	創設当時に比べ必要性（社会需要及び補助対象）が薄れていない。	<input type="radio"/>	
効果・経済性 明確な効果を有し、交付目的を実現するうえで最少の費用で最大の効果をもたらすものである。	補助目的に照らし、効果が上がっている。（零細補助で効果がないものではないか。）	<input type="radio"/>	平成31年度中の待機児ゼロの実現に向け、着実に施設整備が進んでいるため。
	補助効果に比べて補助金額が多額ではない。	<input type="radio"/>	
	補助事業と同種・同類の事務を国又は都が実施しておらず、事務事業が重複していない。	<input type="radio"/>	

■前回見直し時の行財政改革推進本部意見等

--

■上記意見等に対するこれまでの対応結果

--

■所管課の全体評価（今後の方針・取組・改善策）

<p>認可保育所による待機児解消を進めており、今後、小規模保育事業施設を整備する予定はない。</p>
--

補 助 金 概 要 表

補助金名	保存樹木等剪定助成金						
予算科目	款 4	項 1	目 5	事業名	自然保護費		
補助開始年度	昭和48年度		所管課	環境政策課			
交付目的	保存樹木等の管理に必要な経費の一部を助成することによって、保存樹木等の保全を図り、市民の快適な生活環境を守ることを目的とする。						
根拠条例等	保存樹木等剪定助成金交付要綱						
交付対象条件	樹木については幹の周囲が1m以上・高さが10m以上、樹林地については330m ² 以上であること。既にこの要綱による助成を受けた場合には、当該助成の決定のあった日から起算して4年を経過した保存樹木又は保存樹林であること。						
補助金類型	事業費補助						
補助金の使途	樹木等の保存管理						
補助事業の成果(過去5年間)	平成25年度 4件 平成26年度 6件 平成27年度 3件 平成28年度 1件 平成29年度 3件						
課題	保存樹木の老木化・高木化が進んでおり、強風や台風のとき枝折れや倒木をする危険性がある。台風24号の影響で、折れた枝が電線に引っかかったり、高さ15メートルほどの樹木が折れて倒れたりした被害もあった。保存樹木の適正な管理を促すため、補助制度の周知を図る必要がある。						
過去5年間の補助実績		26年度 (決算額)	27年度 (決算額)	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)		
	市補助金額	千円 643	千円 260	千円 119	千円 244		
	財源内訳	国庫支出金					
		都支出金					
		その他					
		一般財源	643	260	119		
	交付件数	6	3	1	3		
特記事項							

補助金評価シート

補助金名	保存樹木等剪定助成金
------	------------

■交付基準チェック

※評価は、基準に該当する場合は○、該当しない場合は×を選択

交付基準	判断基準	評価	評価理由
公益性 市の政策目的に合致し、市民の幸せの増進に資するものである。	市の政策目的に合致し、長期計画等に明記されている事業である。	<input type="radio"/>	〔計画名と該当項目〕 緑の基本計画（4）①〇保存樹木などの保全と指定促進
	公益上の必要性が高いと客観的に判断できる。	<input type="radio"/>	市の良好な景観の形成に寄与しているため。
公平性 直接の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。	他の同種・類似の補助金が交付されていない。又は同種・類似の補助金に比べ多額ではない。	<input type="radio"/>	保存樹の適正管理は通行人や近隣住民の安全の確保にもつながる。
	受益者が特定の者に限定されず、多くの市民の利益につながるものである。	<input type="radio"/>	
必要性 事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに適うものである。	補助金が長期化・既得権化しておらず、既に目的を達成したものではない。	<input type="radio"/>	落葉等で近隣住民からの苦情が多いことから、剪定助成金は今後も必要である。
	創設当時に比べ必要性（社会需要及び補助対象）が薄れていなない。	<input type="radio"/>	
効果・経済性 明確な効果を有し、交付目的を実現するうえで最少の費用で最大の効果をもたらすものである。	補助目的に照らし、効果が上がっている。（零細補助で効果がないものではないか。）	<input type="radio"/>	樹木、特に高木を剪定する際には多額の費用がかかるため、補助金の交付限度額を上げ、市民の負担を減らせるよう検討が必要である。
	補助効果に比べて補助金額が多額ではない。	<input type="radio"/>	
	補助事業と同種・同類の事業を国又は都が実施しておらず、事業事業が重複していない。	<input type="radio"/>	

■前回見直し時の行財政改革推進本部意見等

--

■上記意見等に対するこれまでの対応結果

--

■所管課の全体評価（今後の方針・取組・改善策）

<p>市内の貴重な緑を守るために保存樹木を残すことは必要であるが、その一方で高木化・老木化した保存樹木の倒木・枝折れの被害が発生している。そのため、樹木の適切な管理を促せるよう、補助制度の周知の徹底や補助金交付限度額の引上げを検討する必要がある。</p>

補 助 金 概 要 表

補助金名	緑のまち推進補助金																																														
予算科目	款 4	項 1	目 5	事業名 緑化推進																																											
補助開始年度	昭和61年度		所管課 環境政策課																																												
交付目的	生け垣、植樹帯及び花壇の設置者に対し、造成に必要な経費の一部を補助することにより、日常的に緑と触れ合う空間を創出し、市民が気軽に取り組むことができる緑化を推進して、緑豊かなまちづくりを進めることを目的とする。																																														
根拠条例等	緑のまち推進補助金交付要綱																																														
交付対象条件	生け垣：植栽時に樹高がおおむね1m以上の同一樹種の樹木を石垣や塀等の代わりとして遮蔽物のない敷地に葉が触れ合う程度の間隔で2m以上列植 植樹帯：植栽時に樹高が0.3m以上の樹木等を遮蔽物のない敷地に成木時において葉が触れ合う程度の間隔で1m以上列植 花壇：観賞植物を植栽するための植栽基盤及び当該植栽基盤を縁取るために設置するブロック等 以上のものを幅員が4m以上確保されている道路に面する土地に設置すること。																																														
補助金類型	事業費補助																																														
補助金の使途	生け垣等を設置する経費、及び生け垣等造成工事に伴うブロック塀撤去工事の経費																																														
補助事業の成果(過去5年間)	平成25年度 2件 (生垣造成補助金、10.7m) 平成26年度 2件 (7.19m ²) 平成27年度 3件 (21.06m ²) 平成28年度 0件 平成29年度 2件 (9.95m ²) ※平成25年度までは生垣造成補助金																																														
課題	緑化や都市環境の保全の面から必要なものではあるが、申請件数が少ないため、広く市民に周知が必要である。また、問い合わせは年々増えているものの、対象内容や補助額から申請に至らない例も多い。補助金算出方法の見直し・補助金額の引上げ・補助対象内容の拡大等を検討していく必要がある。																																														
過去5年間の補助実績	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>26年度 (決算額)</th><th>27年度 (決算額)</th><th>28年度 (決算額)</th><th>29年度 (決算額)</th><th>30年度 (予算額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市補助金額</td><td>千円 72</td><td>千円 240</td><td>千円 0</td><td>千円 65</td><td>千円 500</td></tr> <tr> <td>財源内訳</td><td>国庫支出金</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>都支出金</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>一般財源</td><td>72</td><td>240</td><td>0</td><td>65</td></tr> <tr> <td></td><td>交付件数</td><td>2</td><td>3</td><td>0</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>						26年度 (決算額)	27年度 (決算額)	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (予算額)	市補助金額	千円 72	千円 240	千円 0	千円 65	千円 500	財源内訳	国庫支出金						都支出金						その他						一般財源	72	240	0	65		交付件数	2	3	0	2
	26年度 (決算額)	27年度 (決算額)	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (予算額)																																										
市補助金額	千円 72	千円 240	千円 0	千円 65	千円 500																																										
財源内訳	国庫支出金																																														
	都支出金																																														
	その他																																														
	一般財源	72	240	0	65																																										
	交付件数	2	3	0	2																																										
特記事項	以前は「生垣造成費補助金」(～平成25年度) 交付対象条件：樹木の高さがおおむね1m以上、総延長3m以上、道路に面し道路幅員が4m以下を確保できること。																																														

補助金評価シート

補助金名	緑のまち推進補助金
------	-----------

■交付基準チェック

※評価は、基準に該当する場合は○、該当しない場合は×を選択

交付基準	判断基準	評価	評価理由
公益性 市の政策目的に合致し、市民の幸せの増進に資するものである。	市の政策目的に合致し、長期計画等に明記されている事業である。	<input type="radio"/>	[計画名と該当項目] 緑の基本計画 (2) ①○道沿いガーデンや生垣造成など接道部の緑化推進
	公益上の必要性が高いと客観的に判断できる。	<input type="radio"/>	市の景観形成、都市環境の保全等に寄与しているため公益性が高い。
公平性 直接の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。	他の同種・類似の補助金が交付されていない。又は同種・類似の補助金に比べ多額ではない。	<input type="radio"/>	生け垣等にすることで、緑化推進や地震時の安全性を確保することができ、多くの市民への利益につながる。
	受益者が特定の者に限定されず、多くの市民の利益につながるものである。	<input type="radio"/>	
必要性 事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに適うものである。	補助金が長期化・既得権化しておらず、既に目的を達成したものではない。	<input type="radio"/>	身近な緑の環境整備の重要性が増していることから、今後も継続して事業を行う必要がある。また、制度対象の拡大や交付金額の増加なども検討し、より多くの市民に制度を活用してもらえるようにする必要がある。
	創設当時に比べ必要性（社会需要及び補助対象）が薄れていらない。	<input type="radio"/>	
効果・経済性 明確な効果を有し、交付目的を実現するうえで最少の費用で最大の効果をもたらすものである。	補助目的に照らし、効果が上がっている。（零細補助で効果がないものではないか。）	<input checked="" type="checkbox"/>	現在の補助対象金額の算出方法では、総額の半額もしくは1m ² あたり1万円（花壇は5千円）のどちらか低い額を交付することになっているが、これまでの実績から1m ² あたり1万円の補助金を出す例が多い。それらのうち、大半が造成費用のうち2～3割程度の補助額になり、補助額が少なく、申請件数が伸び悩む要因となっている。
	補助効果に比べて補助金額が多額ではない。	<input type="radio"/>	
	補助事業と同種・同類の事務を国又は都が実施しておらず、事務事業が重複していない。	<input type="radio"/>	

■前回見直し時の行財政改革推進本部意見等

緑化や防災の面からも必要なものではあるが、申請件数が少ないため、広く市民に周知するとともに、生け垣に限らず緑化推進を図ることができる手法を検討すべきである。

■上記意見等に対するこれまでの対応結果

利用者増を図るため、平成26年度から生け垣に加え、植樹帯及び花壇を補助対象に追加した。これに併せて同年度に補助金算出方法の見直しを行った。また、平成29年度から新築工事に併せた造成についても補助対象とした。

平成26・29年度に制度の周知のためパンフレットのデザインを作成し、市内の園芸業者・ホームセンター等にパンフレットの配布依頼をした。また、市内掲示板やホームページ、ツイッターやフェイスブックなどを活用し、制度の周知を図った。

■所管課の全体評価（今後の方針・取組・改善策）

生け垣等の造成により、市内の景観の向上、良好な都市環境の確保が図れるため補助の継続は必要である。平成26・29年度に制度要件の拡大、パンフレットの作成及び周知活動の推進を図ったが、まだ申請件数の増加にはつながっていない。また、問い合わせは年々増えているものの、対象内容や補助額から申請に至らない例も多い。今年度から実施している緑の基本計画の改定内容を踏まえ、補助金算出方法の見直し・補助金額の引上げ・補助対象内容の拡大を検討する必要がある。

補 助 金 概 要 表

補助金名	雨水貯留槽設置助成金																																											
予算科目	款 2	項 1	目 1	事業名	管渠維持管理費																																							
補助開始年度	平成21年度		所管課	下水道課																																								
交付目的	雨水の有効利用のため雨水小型貯留槽を設置する市民に対して助成金を交付することを目的とする。																																											
根拠条例等	雨水貯留槽設置助成金交付要綱																																											
交付対象条件	市内で個人の所有する住宅及び集合住宅で市税の滞納のない者 未使用の貯留槽を新たに設置し、かつ、自ら使用する者																																											
補助金類型	事業費補助金																																											
補助金の使途	雨水小型貯留槽本体の購入費用及び設置費用																																											
補助事業の成果(過去5年間)	平成26年度 申請22件 雨水貯留槽22基 平成27年度 申請1件 雨水貯留槽1基 平成28年度 申請2件 雨水貯留槽2基 平成29年度 申請1件 雨水貯留槽1基																																											
課題	狛江市下水道総合計画では毎年15基の補助申請を計画しているが、実績は毎年15基を大きく下回っていることが課題。																																											
過去5年間の補助実績	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>26年度 (決算額)</th><th>27年度 (決算額)</th><th>28年度 (決算額)</th><th>29年度 (決算額)</th><th>30年度 (予算額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市補助金額</td><td>千円 578</td><td>千円 33</td><td>千円 68</td><td>千円 22</td><td>千円 600</td></tr> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td><td>国庫支出金</td><td>231</td><td>9</td><td>0</td><td>18</td></tr> <tr> <td>都支出金</td><td>100</td><td>4</td><td>13</td><td>1</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>一般財源</td><td>247</td><td>20</td><td>55</td><td>3</td></tr> <tr> <td>交付件数</td><td>22</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td></td></tr> </tbody> </table>						26年度 (決算額)	27年度 (決算額)	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (予算額)	市補助金額	千円 578	千円 33	千円 68	千円 22	千円 600	財源内訳	国庫支出金	231	9	0	18	都支出金	100	4	13	1	その他	0	0	0	0	一般財源	247	20	55	3	交付件数	22	1	2	1	
	26年度 (決算額)	27年度 (決算額)	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (予算額)																																							
市補助金額	千円 578	千円 33	千円 68	千円 22	千円 600																																							
財源内訳	国庫支出金	231	9	0	18																																							
	都支出金	100	4	13	1																																							
	その他	0	0	0	0																																							
	一般財源	247	20	55	3																																							
交付件数	22	1	2	1																																								
特記事項																																												

補助金評価シート

補助金名	雨水貯留槽設置助成金
------	------------

■交付基準チェック

※評価は、基準に該当する場合は○、該当しない場合は×を選択

交付基準	判断基準	評価	評価理由
公益性 市の政策目的に合致し、市民の幸せの増進に資するものである。	市の政策目的に合致し、長期計画等に明記されている事業である。	<input type="radio"/>	【計画名と該当項目】 狛江市下水道総合計画 第4章 2 (2) 中期計画（概ね5～10年の施策）中期計画（H27～31）の具体的施策 2) 水資源としての循環と利用 雨水貯留・浸透施設の整備
	公益上の必要性が高いと客観的に判断できる。	<input type="radio"/>	
公平性 直接の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。	他の同種・類似の補助金が交付されていない。又は同種・類似の補助金に比べ多額ではない。	<input type="radio"/>	雨水貯留槽を設置する者にしか助成されないが、設置費用と本体購入費用を合わせた額の2/3の助成（限度額40,000円）のため、多額ではない。
	受益者が特定の者に限定されず、多くの市民の利益につながるものである。	<input type="radio"/>	
必要性 事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに適うものである。	補助金が長期化・既得権化しておらず、既に目的を達成したものではない。	<input type="radio"/>	狛江市下水道総合計画では平成51年度までの事業として見込んでおり、目的は達成されていない。 東京都の豪雨対策が平成30年度に改定が予定され、そこでも雨水浸透ます等の雨水流出抑制施設の設置を促す予定であることからも必要性は失われていない。
	創設当時に比べ必要性（社会需要及び補助対象）が薄れていな	<input type="radio"/>	
効果・経済性 明確な効果を有し、交付目的を実現するうえで最少の費用で最大の効果をもたらすものである。	補助目的に照らし、効果が上がっている。（零細補助で効果がないものではないか。）	<input type="radio"/>	設置費用と本体購入費用を合わせた額の2/3の助成（限度額40,000円）のため、多額ではない。助成金には、国費・都費・市費が含まれているが、受付申請事務等は全て市が窓口となって行っているため事務事業は重複していない。
	補助効果に比べて補助金額が多額ではない。	<input type="radio"/>	
	補助事業と同種・同類の事業を国又は都が実施しておらず、事業事業が重複していない。	<input type="radio"/>	

■前回見直し時の行財政改革推進本部意見等

■上記意見等に対するこれまでの対応結果

■所管課の全体評価（今後の方針・取組・改善策）

狛江市下水道総合計画では毎年15基の補助申請を計画しているが、実績は毎年15基を大きく下回っている。雨水の有効利用を進めるためにも今後も実施していくことが必要であるため、イベント等での周知をさらに実施し、申請の増加に繋げていく。なお、平成30年度は9月末日現在では、申請件数が3件となっており、既に昨年度の申請件数を越えている。

補 助 金 概 要 表

補助金名	雨水浸透ます設置助成金						
予算科目	款 2	項 1	目 1	事業名	管渠維持管理費		
補助開始年度	平成2年度		所管課	下水道課			
交付目的	個人住宅等の雨水浸透ます施設を設置する費用を助成することにより、地下水、湧水その他自然的環境の保全及び回復に資すること並びに治水対策を目的とする。						
根拠条例等	雨水浸透ます設置助成金交付要綱						
交付対象条件	市内で個人の所有する住宅及び集合住宅で市税の滞納のない者 (狛江市まちづくり条例の開発等事業に該当する物件は助成対象外)						
補助金類型	事業費補助金						
補助金の使途	雨水浸透ます本体費用及び設置費用 対象の住宅が新築でない場合は附帯工事費						
補助事業の成果(過去5年間)	平成26年度 申請10件 雨水浸透ます31基 平成27年度 申請 6 件 雨水浸透ます27基 平成28年度 申請 7 件 雨水浸透ます28基 平成29年度 申請 4 件 雨水浸透ます15基						
課題	狛江市下水道総合計画では毎年50基の補助申請を計画しているが、実績は毎年50基を大きく下回っていることが課題。						
過去5年間の補助実績	26年度 (決算額)	27年度 (決算額)	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (予算額)		
	千円 1,569	千円 1,242	千円 1,057	千円 796	千円 3,510		
財源内訳	国庫支出金 都支出金 その他 一般財源	600 366 0 603	452 341 0 449	47 247 0 763	30 218 0 548		
	交付件数	10	6	7	4		
特記事項	補助単価は前年度の東京都の補助単価に合わせている。						

補助金評価シート

補助金名	雨水浸透ます設置助成金
------	-------------

■交付基準チェック

※評価は、基準に該当する場合は○、該当しない場合は×を選択

交付基準	判断基準	評価	評価理由
公益性 市の政策目的に合致し、市民の幸せの増進に資するものである。	市の政策目的に合致し、長期計画等に明記されている事業である。	<input type="radio"/>	【計画名と該当項目】 狛江市下水道総合計画 第4章 2 (2) 中期計画（概ね5～10年の施策）中期計画（H27～31）の具体的施策 2) 水資源としての循環と利用 雨水貯留・浸透施設の整備
	公益上の必要性が高いと客観的に判断できる。	<input type="radio"/>	
公平性 直接の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。	他の同種・類似の補助金が交付されていない。又は同種・類似の補助金に比べ多額ではない。	<input type="radio"/>	雨水浸透ますを設置する者にしか助成されないが、毎年標準工事単価を算定し、助成金額を決定しているので、過剰な助成にはなっていない。
	受益者が特定の者に限定されず、多くの市民の利益につながるものである。	<input type="radio"/>	
必要性 事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに適うものである。	補助金が長期化・既得権化しておらず、既に目的を達成したものではない。	<input type="radio"/>	狛江市下水道総合計画では平成51年度までの事業として見込んでおり、目的は達成されていない。 東京都の豪雨対策が平成30年度に改定が予定され、そこでも雨水浸透ます等の雨水流出抑制施設の設置を促す予定であることからも必要性は失われていない。
	創設当時に比べ必要性（社会需要及び補助対象）が薄れていな。	<input type="radio"/>	
効果・経済性 明確な効果を有し、交付目的を実現するうえで最少の費用で最大の効果をもたらすものである。	補助目的に照らし、効果が上がっている。（零細補助で効果がないものではないか。）	<input type="radio"/>	毎年工事単価を算定しているので、過剰な助成にはなっていない。また、助成金には、国費・都費・市費が含まれているが、受付申請事務等は全て市が窓口として行っているため、事務事業は重複していない。
	補助効果に比べて補助金額が多額ではない。	<input type="radio"/>	
	補助事業と同種・同類の事業を国又は都が実施しておらず、事業事業が重複していない。	<input type="radio"/>	

■前回見直し時の行財政改革推進本部意見等

--

■上記意見等に対するこれまでの対応結果

--

■所管課の全体評価（今後の方針・取組・改善策）

<p>狛江市下水道総合計画では毎年50基の補助申請を計画しているが、実績は毎年50基を大きく下回っている。地下水、湧水その他自然的環境の保全及び治水対策を進めるためにも今後も実施していくことが必要であるため、イベント等での周知をさらに実施し、申請の増加に繋げていく。なお、平成30年度は9月末日現在、申請件数4件となっており、既に昨年度の申請件数と同数となっている。</p>

補 助 金 概 要 表

補助金名	木造住宅耐震改修助成金						
予算科目	款	項	目	事業名	住宅耐震診断等助成		
	3	1	7				
補助開始年度	平成21年度		所管課	まちづくり推進課			
交付目的	木造住宅及び木造集合住宅について、耐震改修を実施する者に対し、改修に要する費用の一部を助成することにより、市民の生活基盤である住宅の安全性を高め、もって災害に強いまちづくりを進めることを目的とする。						
根拠条例等	木造住宅耐震改修助成金交付要綱						
交付対象条件	市内の木造住宅又は木造集合住宅で、次の各号のいずれにも該当するもの。 • 旧耐震基準により建築されたものであること。 • 一つの建築物を複数の用途として使用している場合は、当該建築物の延べ面積の過半が住居の用途に供しているものであること。 • 耐震診断の結果、評点が1.0未満であること。						
補助金類型	事業費補助						
補助金の使途	木造住宅及び木造集合住宅について、耐震改修を実施する者に対し、改修に要する費用の一部を助成						
補助事業の成果 (過去5年間)	平成25年度 10件 平成26年度 3件 平成27年度 3件 平成28年度 6件 平成29年度 4件						
課題	補助件数が伸び悩んでいる。木造住宅耐震診断実施者に対し、啓発を行っていく。						
過去5年間の補助実績		26年度 (決算額)	27年度 (決算額)	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (予算額)	
	市補助金額	千円 2,100	千円 2,100	千円 3,695	千円 2,757	千円 6,600	
	財源内訳	国庫支出金	675	675	585	1,000	2,300
		都支出金					
		その他					
		一般財源	1,425	1,425	3,110	1,757	4,300
	交付件数	3	3	6	4		
特記事項							

補助金評価シート

補助金名	木造住宅耐震改修助成金
------	-------------

■交付基準チェック

※評価は、基準に該当する場合は○、該当しない場合は×を選択

交付基準	判断基準	評価	評価理由
公益性 市の政策目的に合致し、市民の幸せの増進に資するものである。	市の政策目的に合致し、長期計画等に明記されている事業である。	<input type="radio"/>	〔計画名と該当項目〕 狛江市耐震改修促進計画 第3章 耐震化の促進を図るための施策
	公益上の必要性が高いと客観的に判断できる。	<input type="radio"/>	助成金の交付により耐震改修の促進が図られる。
公平性 直接の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。	他の同種・類似の補助金が交付されていない。又は同種・類似の補助金に比べ多額ではない。	<input type="radio"/>	他自治体の助成金と比較し、多額ではない。 旧耐震基準により建築された木造住宅等が対象となるが、耐震改修により所有者のみならず近隣住民の安全確保につながる。
	受益者が特定の者に限定されず、多くの市民の利益につながるものである。	<input type="radio"/>	
必要性 事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに適うものである。	補助金が長期化・既得権化しておらず、既に目的を達成したものではない。	<input type="radio"/>	平成32年度までに耐震化率を95%以上とすることを目標としており、現段階で未達成である。
	創設当時に比べ必要性（社会需要及び補助対象）が薄れていなない。	<input type="radio"/>	
効果・経済性 明確な効果を有し、交付目的を実現するうえで最少の費用で最大の効果をもたらすものである。	補助目的に照らし、効果が上がっている。（零細補助で効果がないものではないか。）	<input type="radio"/>	毎年、確実に耐震改修が実施されており、少しずつ耐震化率が上がっている。実際にかかる耐震改修工事費に対し、助成額は一部であり、多額ではない。
	補助効果に比べて補助金額が多額ではない。	<input type="radio"/>	
	補助事業と同種・同類の事業を国又は都が実施しておらず、事業事業が重複していない。	<input type="radio"/>	

■前回見直し時の行財政改革推進本部意見等

耐震化目標達成に向け、助成制度の周知を積極的に行う必要がある。

■上記意見等に対するこれまでの対応結果

広報、ホームページ等による周知および耐震改修に繋がる耐震化促進アドバイザー制度の周知のための個別訪問を実施した。耐震化促進アドバイザーの利用は増加しているものの耐震改修の件数は大きく伸びていない。

■所管課の全体評価（今後の方針・取組・改善策）

木造住宅耐震改修助成金は、狛江市の耐震化の促進に効果的である。ただ実際にかかる耐震改修工事費に対して、助成額が少額であり、耐震改修実施件数が伸びていない。耐震診断を実施した方に対する啓発を実施するとともに、上限額の引上げを検討したい。

補 助 金 概 要 表

補助金名	特別支援学級児童通学支援事業補助金						
予算科目	款 10	項 1	目 3	事業名 就学事務費			
補助開始年度	平成26年度		所管課 学校教育課				
交付目的	通学区域外から特別支援学級に通学する児童の通学時における安全確保及び保護者負担の軽減を図ることを目的とする。						
根拠条例等	特別支援学級児童通学支援事業補助金交付要綱						
交付対象条件	狛江第一小学校に設置する特別支援学級に在籍し、狛江第三小学校及び狛江第六小学校の通学区域に居住する児童の保護者						
補助金類型	事業費補助						
補助金の使途	事業に係る人件費及び車両費等						
補助事業 の成果 (過去5年間)	補助件数 平成26年度 131件 平成27年度 191件 平成28年度 117件 平成29年度 179件						
課題	平成30年度に狛江第三小学校に設置した、情緒固定学級に通学する児童の保護者への対応を行う必要がある。						
過去5年間 の補助実績		26年度 (決算額)	27年度 (決算額)	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)		
	市補助金額	千円 216	千円 309	千円 154	千円 244		
	財源内訳	国庫支出金					
		都支出金					
		その他					
	一般財源	216	309	154	244		
	交付件数	131	191	117	179		
特記事項							

補助金評価シート

補助金名	特別支援学級児童通学支援事業補助金
------	-------------------

■交付基準チェック

※評価は、基準に該当する場合は○、該当しない場合は×を選択

交付基準	判断基準	評価	評価理由
公益性 市の政策目的に合致し、市民の幸せの増進に資するものである。	市の政策目的に合致し、長期計画等に明記されている事業である。	×	〔計画名と該当項目〕 通学区域内に特別支援学級がない児童であっても、それぞれの子どもにあった教育を受ける支援となるため、公益性が高い。
	公益上の必要性が高いと客観的に判断できる。	○	
公平性 直接の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。	他の同種・類似の補助金が交付されていない。又は同種・類似の補助金に比べ多額ではない。	○	特別支援学級に通学する児童の保護者のみに交付される補助金であるが、市内全校に特別支援学級がないため、必要な補助金である。
	受益者が特定の者に限定されず、多くの市民の利益につながるものである。	×	
必要性 事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに適うものである。	補助金が長期化・既得権化しておらず、既に目的を達成したものではない。	○	特別支援学級に通学する児童の保護者に対する補助であり、必要性は高い。
	創設当時に比べ必要性（社会需要及び補助対象）が薄れていなない。	○	
効果・経済性 明確な効果を有し、交付目的を実現するうえで最少の費用で最大の効果をもたらすものである。	補助目的に照らし、効果が上がっている。（零細補助で効果がないものではないか。）	○	特別支援学級に通学する児童の保護者にとって必要な補助であり、国・都等で同様の補助は行っていない。
	補助効果に比べて補助金額が多額ではない。	○	
	補助事業と同種・同類の事務を国又は都が実施しておらず、事務事業が重複していない。	○	

■前回見直し時の行財政改革推進本部意見等

--

■上記意見等に対するこれまでの対応結果

--

■所管課の全体評価（今後の方針・取組・改善策）

<p>引き続き同補助金を交付するとともに、平成30年度に設置した第三小学校あおば学級にも対応できるよう要綱を整備する。</p>

補助金評価概要

No.	所管課	事業名	交付目的	補助開始年度	31年度予算案(千円)	30年度予算額(千円)	所管課評価（今後の方針・取組・改善策）	行財政改革推進本部検討結果			計画との関連性	
		補助金名						評価	見直し等の理由	継続に関する意見	後期基本計画 個別施策	実行プラン
1	安心安全課	災害対策関係費	避難所運営協議会が事業を行う際、その事業に要する経費の一部を補助することにより、自主防災活動の推進を図り、もって市民の防災行動力の向上に寄与すること。	H21	390	390	平成27年度から実施している避難所運営協議会を中心とした避難所一斉開設・運営訓練は、実践的かつ先進的な取組である。協議会からは、学校・児童・生徒・保護者との連携、発災から数日後を想定した避難所運営訓練の提案があるなど、意欲的に活動を行っている。今後も、防災に効果的な自助・共助を促進するため、避難所運営協議会補助金を継続することが望ましい。	継続			■	
2		農業振興関係費										
2	地域活性課	農産物地域ブランド化推進事業補助金	農産物地域ブランド化推進事業として、農業生産工程管理に取り組む市内の農業者に対し補助金を交付し、もって市内産農産物の地域ブランド化を推進し、その確立に寄与することを目的とする。	H26	1,250	1,250	泊江市産農産物のブランド化推進施策の一環として支援し、認知度向上に寄与した。スーパー等で大量の野菜が販売されているが、市内の農家で安全性の高い、良質な野菜を栽培し提供することは消費者のニーズに合致しているため支援の必要性は非常に高いと考える。	継続		より多くの農業者が農業生産工程管理に取り組むことができるよう支援のあり方について検討していただきたい。	■	
3		保育所等児童運営費	待機児解消を目的とし保育所整備を促進するため、保育事業者が泊江市内の賃貸物件を用いて新たに施設整備を行う際の賃借料及び改修費等について補助を行う。					廃止	当該、都制度に比べ、国制度の方が、事業者及び市に有利なため、廃止とする。		■	
4	児童青少年課	新設保育園整備事業	H27	0	0	認可保育所による待機児解消を進めており、今後、小規模保育事業施設を整備する予定はない。			小規模保育事業施設を整備する予定がないため、廃止とする。		■	
5		自然保護費		保存樹木等の管理に必要な経費の一部を助成することによって、保存樹木等の保全を図り、市民の快適な生活環境を守ることを目的とする。		S48	600	600	市内の貴重な緑を守るために保存樹木を残すことは必要であるが、その一方で高木化・老木化した保存樹木の倒木・枝折れの被害が発生している。そのため、樹木の適切な管理を促せるよう、補助制度の周知の徹底や補助金交付限度額の引上げを検討する必要がある。	継続	来年度に策定する「緑の基本計画」を踏まえて制度内容について検討していただきたい。	●
6	環境政策課	緑化推進	生け垣、植樹帯及び花壇の設置者に対し、造成に必要な経費の一部を補助することにより、日常的に緑と触れ合う空間を創出し、市民が気軽に取り組むことができる緑化を推進して、緑豊かなまちづくりを進めることを目的とする。	S61	500	500	生け垣等の造成により、市内の景観の向上、良好な都市環境の確保が図れるため補助の継続は必要である。平成26・29年度に制度要件の拡大、パンフレットの作成及び周知活動の推進を図ったが、まだ申請件数の増加にはつながっていない。また、問い合わせは年々増えているものの、対象内容や補助額から申請に至らない例も多い。今年度から実施している緑の基本計画の改定内容を踏まえ、補助金算出方法の見直し・補助金額の引上げ・補助対象内容の拡大を検討する必要がある。	継続	昨年度に補助要件の緩和等をしているが申請件数が増えていないため、引き続き周知に努めるとともに、来年度に策定する「緑の基本計画」を踏まえて制度内容について検討していただきたい。	●		
7	下水道課	管渠維持管理費	雨水の有効利用のため雨水小型貯留槽を設置する市民に対して助成金を交付することを目的とする。	H21	600	600	泊江市下水道総合計画では毎年15基の補助申請を計画しているが、実績は毎年15基を大きく下回っている。雨水の有効利用を進めるためにも今後も実施していくことが必要であるため、イベント等での周知をさらに実施し、申請の増加に繋げていく。なお、平成30年度は9月末日現在では、申請件数が3件となっており、既に昨年度の申請件数を越えている。	継続			●	
8	下水道課	管渠維持管理費	個人住宅等の雨水浸透ます施設を設置する費用を助成することにより、地下水、湧水その他自然的環境の保全及び回復に資すること並びに治水対策を目的とする。	H2	3,750	3,510	泊江市下水道総合計画では毎年50基の補助申請を計画しているが、実績は毎年50基を大きく下回っている。地下水、湧水その他自然的環境の保全及び治水対策を進めるためにも今後も実施していくことが必要であるため、イベント等での周知をさらに実施し、申請の増加に繋げていく。なお、平成30年度は9月末日現在、申請件数4件となっており、既に昨年度の申請件数と同数となっている。	継続			●	
9	まちづくり推進課	住宅耐震診断等助成	木造住宅及び木造集合住宅について、耐震改修を実施する者に対し、改修に要する費用の一部を助成することにより、市民の生活基盤である住宅の安全性を高め、もって災害に強いまちづくりを進めることを目的とする。	H21	9,000	6,600	木造住宅耐震改修助成金は、泊江市の耐震化の促進に効果的である。ただ実際にかかる耐震改修工事費に対して、助成額が少額であり、耐震改修実施件数が伸びていない。耐震診断を実施した方に対する啓発を実施するとともに、上限額の引上げを検討したい。	見直し	木造住宅の耐震化を進めるため、国庫補助金に加え、都補助金を活用することにより、助成限度額の引上げを行う。		●	
10	学校教育課	就学事務費						継続	補助対象者の拡大（三小あおば学級への対応）については、今後の在籍児童の状況を踏まえて検討すること。			
		特別支援学級児童通学支援事業補助金	通学区域外から特別支援学級に通学する児童の通学時における安全確保及び保護者負担の軽減を図ることを目的とする。	H26	343	327	引き続き同補助金を交付するとともに、平成30年度に設置した第三小学校あおば学級にも対応できるよう要綱を整備する。					